

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日起きは、
翌日が休日に当たる)
(の翌日)

目 次

告 示 休猟区の設定(造林課)

銃猟禁止区域の設定(〃)

告 示

鳥取県告示第九百七十六号

鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律(大正七年法律第三十二号)第九条の規定に基づき、次のとおり休猟区を設定したので、鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律施行規則(昭和二十五年農林省令第百八号)第二十六条の規定により告示する。

昭和六十三年十月二十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

休猟区	雁津	五本松	名 称
猫山	鳥取市松原地内の主要地方道鳥取鹿野倉吉線と県道矢矯松原線との交点を起点とし、同所から同県道を南西に進み、県道妙徳寺鹿野線に至り、同県道を南西及び西方に進み、鹿野町大字法染寺地内に至り、同点から同町道雲龍寺線の終点に至り、同点から同点の北西にある同町道と町道紺屋町線との交点に直線で至り、同点から町道紺屋町線を北西、北方及び北東に進み、主要地方道鳥取鹿野倉吉線に至り、同主要地方道を北方及び東方に入り起點に至る線に囲まれた一円の地域	鹿野線と県道鷺峰気高線との交点を起点とし、同所から同県道を南西に進み、三朝町と鹿野町との境界に至り、同境界を東方及び北方に進み、三朝町と青谷町との境界に至り、同境界を北西に進み、県道俵原青谷線に至り、同県道を北東に進み、町道白髪山仏教寺線に至り、同町道を東方に進み、町道河原飯里線に至り、同町道を東方に進み、町道飯里鹿野線に至り、同町道を東方に進み起點に至る線に囲まれた一円の地域	気高郡気高町大字飯里地内の町道飯里とし、同所から同県道を南西に進み、主要地方道を南西及び西方に進み、三朝町と鹿野町との境界に至り、同境界を東方及び北方に進み、三朝町と青谷町との境界に至り、同境界を北西に進み、県道俵原青谷線に至り、同県道を北東に進み、町道白髪山仏教寺線に至り、同町道を東方に進み、町道河原飯里線に至り、同町道を東方に進み、町道飯里鹿野線に至り、同町道を東方に進み起點に至る線に囲まれた一円の地域
八頭郡郡家町大字大坪地内の主要地方道郡家国府線と県道大坪隼停車場線との交点に直線で至り、同点から町道紺屋町線を北西、北方及び北東に進み、主要地方道鳥取鹿野倉吉線に至り、同主要地方道を北方及び東方に入り起點に至る線に囲まれた一円の地域	鳥取市松原地内の主要地方道鳥取鹿野倉吉線と県道矢矯松原線との交点を起点とし、同所から同県道を南西に進み、県道妙徳寺鹿野線に至り、同県道を南西及び西方に進み、鹿野町大字法染寺地内に至り、同点から同町道雲龍寺線の終点に至り、同点から同点の北西にある同町道と町道紺屋町線との交点に直線で至り、同点から町道紺屋町線を北西、北方及び北東に進み、主要地方道鳥取鹿野倉吉線に至り、同主要地方道を北方及び東方に入り起點に至る線に囲まれた一円の地域	昭和六十三年十月一日から昭和六十六年十月三十日まで	昭和六十三年十一月一日から昭和六十六年十一月三十日まで
昭和六十三年十一月一日から	昭和六十三年十月一日から	一、四九九ヘクタール	一、二七六ヘクタール
一、九六〇ヘクタール	昭和六十六年十一月三十日まで		

赤波 休獵区	八頭郡若桜町大字大炊地内の県道鷹狩 船岡線と国道五十三号との交点を起点に 至る線に囲まれた一円の地域	大炊 休獵区	交点を起点とし、同所から同主要地方道 を東方に進み、県道麻生國府線に至り、 同県道を南東に進み、町道野町線に至 り、同町道を南方及び南東に進み、林道 野町大平線に至り、同林道を南方に進 み、民有林鳥取森林計画区の郡家町に係 る八十三林班と八十四林班との境界に至 り、同境界を南方に進み、郡家町と八東 町との境界に至り、同境界を西方に進 み、国道二十九号に至り、同国道を北西 に進み、町道山崎線に至り、同町道を北 東に進み、県道大坪埠停車場線に至り、 同県道を北東、北西及び北方に進み起点 に至る線に囲まれた一円の地域		昭和六十六年十 月三十一日まで
			八頭郡若桜町大字大炊地内の国道二十 九号と主要地方道村岡若桜線との交点を 起点とし、同所から同主要地方道を東方 及び北東に進み、尾出見谷に至り、同谷 を南東に進み、国有林鳥取事業区氷ノ山 国有林と民有林との境界に至り、同境界 を西方、北西、北方、南方及び東方に進 み、同事業区小舟山国有林と民有林との 境界に至り、同境界を南方及び東方に進 み、同町大字中原と同町大字小船との境 界に至り、同境界を南西に進み、同町大 字中原と同町大字大野との境界に至り、 同境界を南西及び南方に進み、国道二十 九号に至り、同国道を北西に進み起点に 至る線に囲まれた一円の地域	昭和六十三年十 月一日から 昭和六十六年十 月三十一日まで	一、九七〇 ヘクタール
一月一日から 昭和六十三年十 一、四七五 ヘクタール					
西鴨 休獵区	倉吉市西倉吉地内の主要地方道倉吉赤 崎中山線と国道三百十三号との交点を起 点とし、同所から同国道を南西に進み、 一円の地域	坂本 休獵区	東伯郡東郷町大字別所地内的主要地方 道三朝東郷線と林道浪人越線との交点を 起点とし、同所から同林道を東方に進 み、終点に至り、同点から同点の東方に ある町道麻畠線の終点に直線で至り、同 点から同町道を北東に進み、県道鉢伏田 畑線に至り、同県道を南東に進み、東伯 郡と氣高郡との境界に至り、同境界を南 方及び東方に進み、鳥取県乳牛生育成牧場 の牧道に至り、同牧道を南方に進み、町 道依原小畑線に至り、同町道を東方及び 南方に進み、主要地方道鳥取鹿野倉吉線 に至り、同主要地方道を西方に進み、主 要地方道三朝東郷線に至り、同主要地方 道を北方に進み起点に至る線に囲まれた 一円の地域	昭和六十三年十 月一日から 昭和六十六年十 月三十一日まで	一、九六九 ヘクタール
一月一日から 昭和六十三年十 一、〇一二 ヘクタール					

休獵区	名和 休獵区	主要地方道倉吉江府溝口線に至り、同主要地方道を南西に進み、県道下見関金線に至り、同県道を北方、南西及び北東に進み、上大立横田線に至り、同県道を北東に進み、主要地方道倉吉赤崎中山線に至り、同主要地方道を東方に進み起点に至る線に囲まれた一円の地域		昭和六十六年十 月三十一日まで
		昭和六十三年十 月一日から	昭和六十六年十 月三十一日まで	昭和六十三年十 月一日から
大河原 休獵区	日野郡江府町と同郡溝口町との境界と 交点を起点とし、同所から江府町と大山 町との境界を南東に進み、主要地方道倉 吉江府溝口線に至り、同主要地方道を南 方に進み、県道如来原御机線に至り、同 県道を南方に進み、大山第二広域管農田 地農道に至り、同農道を西方に進み、県 道金屋谷江府線に至り、同県道を西方に 進み、江府町と溝口町との境界に至り、 同境界を北方に進み起点に至る線に囲ま れた一円の地域	昭和六十三年十 月一日から	昭和六十六年十 月三十一日まで	昭和六十三年十 月一日から
休獵区	一、三〇〇 ヘクタール	一、三〇〇 ヘクタール	一、三〇〇 ヘクタール	一、五三五 ヘクタール
休獵区	折渡 地域	昭和六十三年十 月一日から	昭和六十六年十 月三十一日まで	昭和六十三年十 月一日から
鳥取県告示第九百七十七号	日野郡日南町折渡地内の主要地方道阿 毘縁菅沢線と県道多里伯太線との交点を 起点とし、同所から同主要地方道を北東 及び南東に進み、町道古市佐木谷虫 り、同町道を南方に進み、町道佐木谷虫 尾線に至り、同町道を南西及び北西に進 み、県道多里伯太線に至り、同県道を北 方に進み起点に至る線に囲まれた一円の 地域	昭和六十三年十 月一日から	昭和六十六年十 月三十一日まで	昭和六十三年十 月一日から
休獵区	一、一三〇 ヘクタール	一、一三〇 ヘクタール	一、一三〇 ヘクタール	一、五三五 ヘクタール
鳥取県知事 西 鳥 取 次	昭和六十三年十月二十一日	昭和六十三年十月三十一日まで	昭和六十六年十月三十一日まで	昭和六十六年十月三十一日まで

名 称	区 域	存 続 期 間	面 積
鳥取銑 獵禁止 区域	鳥取市丸山町地内の県道伏野覚寺線の 丸山橋東詰を起点とし、同所から同県道 を南西に進み、国道九号に至り、同国道 を南西及び西方に進み、鳥取市伏野地内 の溝川橋西詰に至り、同橋から溝川の左 岸を北方に進み、海岸線に至り、同海岸 線を東方に進み、福部村岩戸地内の塙見 川に至り、同川の左岸を南方に進み、国 道九号に至り、同国道を南西に進み、村 道湯山海士線に至り、同村道を西方に進 み、国道九号に至り、同国道を南西に進 み、県道湯山鳥取線に至り、同県道を南 西及び南東に進み、市道覚寺十六号線に 至り、同市道を南東に進み、県道一本松 覚寺線に至り、同県道を東方に進み、鳥 取市覚寺地内の背谷入口に至り、同谷を 南東に進み、高聳山頂(二八八メートル) に至り、同山頂より高聳山稜線を南東に 進み、鳥取事業区旧城山国有林の石標三 百五十号に至り、同石標から同国有林と 民有林との境界を南西に進み、同国有林 の石標三百七十九号に至り、同石標から 同国有林と民有林との境界を南方に進 み、同国有林の石標三百九十四号に至 り、同石標から山林と耕地との境界を北 西に進み、八幡池堤防の東端点に至り、 同堤防を北西及び南西に進み、同堤防の 西端点に至り、同点から山林と宅地との 境界を南西に進み、市道湯所村五号線に 至り、同市道を西方に進み、県道伏野覚 寺線に至り、同県道を南西に進み起点に	昭和六十三年十一月一日から 昭和七十三年十月三十日まで	二、六八四 ヘクタール

大 山 銑 獵禁止 区域	扇ノ山 銑獵禁 止区域	至る線に開まれた一円の地域
西伯郡岸本町小林字五反田原七一、 七一三及び七一五から七一九まで、字 頭ナシ原八一及び八一七から八一十一 まで、字頭ナシ一〇、一〇一二、一一、 一二一、一四、一七一二、一八及び一 九、字堤谿六七六一及び六七六一一二 から四二まで、字五反田一〇、二一一一 から二一一三まで及び二一、字向南原六	岩美郡国府町大字山崎地内の主要地方 道国府八東線と山崎部落墓地北方の山道 との交点を起点とし、同所から同山道を 北方、東方及び北東に進み、鳥取地域森 林計画の国府町に係る六十九林班と七十 五林班との境界に至り、同境界を東方及 び北西に進み、谷尾川に至り、同川の左岸 を北東に進み、県道上地柄本線に至 り、同県道を北方、西方及び東方に進 み、町道大石一号線に至り、同町道を南 東に進み、大石川に至り、同川の左岸を 南東に進み、鳥取地域森林計画の国府町 に係る百十三林班と百十四林班との境界 に至り、同境界を南方に進み、山道(通 称扇ノ山登山道)に至り、同山道を西方 に進み、農道菅野菖蒲ヶ平線に至り、同 農道を北西に進み、町道菅野一号線に至 り、同町道を北西に進み、県道上地柄本 線に至り、同県道を南方に進み、主要地 方道国府八東線に至り、同主要地方道を 南西及び西方に進み起点に至る線に開ま れた一円の地域	昭和六十三年十一月一日から 昭和七十三年十月三十日まで
昭和六十三年十一月一日から 昭和七十三年十月三十日まで	四〇九 ヘクタール	

区域	佐陀川 下流銑 獵禁止	五四一一から六五四一四五まで及び六六〇一六から六六〇一一一まで、字南原六九八一一、六九八一三から六九八一五五まで、七〇四一一から七〇四五一七まで、七〇五十三から七〇五十五まで及び七二一一二並びに字南原上六九一一一及び六九一一三から六九一一五八まで並びに日野郡溝口町金屋谷字水無原四一三、四一四、四一一三、四一一七から四一四三まで、四一四五、四一四八から四一五一まで、一六八一一一から一六八一一五五まで、一六八五一、一六八五一二、一六八六一一、一六八六一二、一六八七、一六八八、一六八九一一から一六八九一二九まで、一六九一一一三及び一六九一一四並びに字殿原の一、一六九二一一から一六九二一六七まで(通称大山ゴルフ場及びアイノピア園地)
	西伯郡淀江町道龜甲佐陀線の佐陀橋から佐陀川河口までの佐陀川河川区域のうち両岸の堤防の裏側法肩の間の地域	昭和六十三年十一月一日から昭和七十年十月三十日まで
	一五	ヘクタール